

# 十勝地域公共交通活性化協議会

## 第2回会議

# 【 議 案 】

令和5年6月27日（火）

十勝地域公共交通活性化協議会

---



# R5年度 十勝地域公共交通調査等委託業務【業務概要】

---

➤ 2023/6/27 十勝地域公共交通活性化協議会



# 1. 業務概要

## 業務名

### 十勝地域公共交通調査等委託業務

## 業務目的

十勝管内の地域住民が買い物、通院や通学などの日常生活で使う地域公共交通及び十勝地域外からの観光客や移住希望者に向けて、空港や駅などの交通結節点からの地域内の主要観光地や移住関連施設を結ぶ地域公共交通を、利用者目線でより使い易くするとともに、公共交通利用時の安全・安心の確保に向けた仕組みの実証事業や、各種交通モードを組み合わせた新たな旅行商品を造成することで、地域の魅力を向上させ、域内外の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

キーワード：公共交通利用時の安全・安心確保、各種交通モードを組み合わせた新たな旅行商品

## 業務項目

- 1) 衛生環境を維持確保する仕組みの実証事業
- 2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成
- 3) 報告書の作成

## 受託者

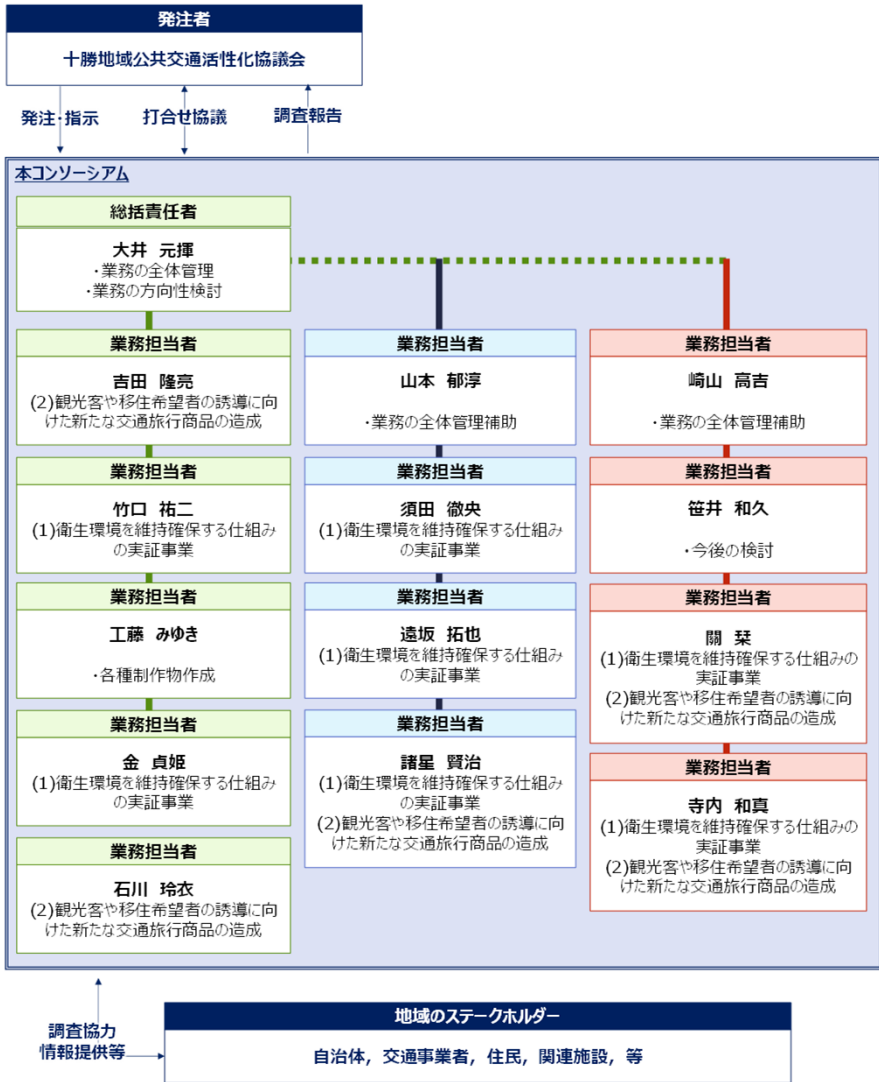
「十勝地域公共交通調査等委託業務」受託コンソーシアム ※次ページに体制図あり

## 工期

2024年3月8日（金）まで

# 1. 業務概要

## コンソーシアムの体制・役割分担



	代表法人					構成法人①				構成法人②				
	大井 元揮	吉田 隆亮	竹口 祐二	工藤 みゆき	金 貞姫	石川 玲衣	山本 郁淳	須田 徹央	遠坂 拓也	諸星 賢治	崎山 高吉	笹井 和久	關 菜	寺内 和真
(業務の全体管理)	○						△				△			
(1) 衛生環境を維持確保する仕組みの実証事業														
(ア) 衛生環境維持確保実証ワーキンググループの開催	△		△		△		△			◎			△	△
(イ) キャッシュレス決済の導入			△		△			△	△	△			◎	△
(ウ) キャッシュレス決済の拡大を図るターゲット設定とプロモーションの実施			△	△	△			△	△	◎			△	△
(エ) キャッシュレス決済利用者へのアンケート調査の実施			◎		△					△				
(オ) 今後の実装に向けた検討	△		△		△			△	△	◎			△	
(2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成														
(ア) 交通旅行商品を造成する会議体の設置	◎	△				△				△			△	△
(イ) 交通旅行商品の造成	◎	△				△				△			△	△
(ウ) 交通旅行商品の販売	△	△				△							◎	△
(エ) プロモーションの実施	◎	△		△		△				△			△	△
(オ) 次年度以降に向けた検証・検討	◎	△				△				△			△	
(3) 報告書の作成	◎	◎	◎	△	◎	△		△	△	△			△	△

## 2. 実施内容 1) 衛生環境を維持する仕組みの実証事業

### 仕様書内容

新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の行動様式の変化を踏まえ、安心・安全なサービス提供や、サービス提供の効率化・合理化・利用拡大に向けて、地域交通サービスの非接触化に向けた仕組みの実証事業を行うこと。ここで実証事業の実施においては、以下の（ア）～（オ）を踏まえて実施すること。

- ア) 衛生環境維持確保実証ワーキンググループの開催
- イ) キャッシュレス決済の導入
- ウ) キャッシュレス決済の拡大を図るターゲット設定とプロモーションの実施
- エ) キャッシュレス決済利用者へのアンケート調査の実施
- オ) 今後の実装に向けた検討

### ア) 衛生環境維持確保実証ワーキンググループの開催

#### ●全2回開催

#### ●第1回想定内容

- ・R5年7月頃開催
- ・利用者視点で求められるサービスについて議論

#### ●第2回想定内容

- ・R6年2月頃開催
- ・サービス提供側の視点で体制や仕組み、次年度以降の継続可否や方向性について議論

#### ●構成員・オブザーバー

区分	参画組織
構成員	北海道旅客鉄道株式会社
	十勝バス株式会社
	北海道拓殖バス株式会社
	十勝地区ハイヤー協会
オブザーバー	帯広市（都市政策課）
	北海道教育委員会十勝教育局

## 2. 実施内容 1) 衛生環境を維持する仕組みの実証事業

### イ) キャッシュレス決済の導入

#### ●現状整理

- ・十勝管内においては、一部路線で既に通学顧客を対象としたデジタル定期券を販売しているが、未導入路線や通勤目的の方が購入できないなど、サービス範囲の拡大について検討の余地が存在する。

#### 【既にデジタル定期券導入済の管内バス路線】

事業者名	路線名（学校名）	券種
十勝バス株式会社	広尾線	通学定期
北海道拓殖バス株式会社	音更高校・鹿追高校南商高校・大谷短大	通学定期

#### 【既に導入されているサービスの特徴】

- ・定期券販売所に並ばなくても定期券を購入できる。
  - ・定期券の利用にはスマホが必要となる。
  - ・決済にはクレジットカードを利用する
- ※クレジットカードは学生本人の名義ではなく保護者名義のもので良い。

#### ●実施の方向性

- ・**メインターゲットは定期的に窓口で定期券購入を行っている学生**
  - ・**利用するプラットフォームは協議の上で決める**（候補は、バスもり・トカチケ・アルタイル）
- ※ターゲットと対象路線については、ワーキンググループ構成員の意見を踏まえて決定する。





## 2. 実施内容 1) 衛生環境を維持する仕組みの実証事業

### ウ) キャッシュレス決済の拡大を図るターゲット設定とプロモーションの実施

#### ●現状整理

- ・デジタル定期券の既販売路線も、利用率が伸び悩んでいる

#### ●実施の方向性

- ・プロモーション内容：キャッシュレス決済定期券のPRチラシの作成
- ・プロモーション対象：学校内での掲示・生徒への配布
- ・留意事項：北海道教育委員会十勝教育局と十分に協議  
：その他利用者向けには企業や施設と連携してチラシ掲示や配布を実施

【PRチラシのイメージ】



## 2. 実施内容 1) 衛生環境を維持する仕組みの実証事業

### Ⅰ) キャッシュレス決済利用者へのアンケート調査の実施

#### ●現状整理

- ・キャッシュレス決済利用拡大に向けて、利用者の声・課題の整理が必要

#### ●実施の方向性

### ・キャッシュレス決済利用者を対象に、「WEBアンケート調査」を実施

回答者をキャッシュレス決済利用者に限定するため、以下の方法でアンケート回答者を募る

- ① 「キャッシュレス決済完了画面または利用画面」からのアンケートページへの遷移
- ② 「チケット購入者」への一斉メールによるアンケート回答依頼

#### ●設問案

項目	設問例
個人属性について	・ 学校名 ・ 性別 ・ 学年
通学交通について	・ 交通手段（無積雪期・積雪期） → 手段変更のタイミング
デジタル定期券について	・ 認知方法 ・ 購入券種と利用期間 ・ 購入しやすさ ・ 利用しやすさ ・ 改善点や要望
その他	・ 公共交通での通学について

#### 【アンケートページへのリンク例】





## 2. 実施内容 1) 衛生環境を維持する仕組みの実証事業

### オ) 今後の実装に向けた検討

#### ●実施の方向性

- ・ワーキンググループでの協議結果を踏まえ、「対象路線の拡大」「決済手段の追加・変更」について検討を行う。
- ・通学定期購入者は毎年入れ替わるため広報・PRの継続が重要 → 教育行政と連携した持続的PRについて検討を行う
- ・「交通系ICカード全国相互利用サービス」「クレジットカードタッチ決済」についても導入に関する検討を行う。



図 青森市地域連携 IC カード  
A O P A S S (アオパス)



図 クレジットカードによる  
決済の様子 (北都交通HPより)

### ※初動について

- ① 十勝バス・北海道拓殖バスと方向性・要望等について情報共有を行う
- ② その上で、第1回ワーキングの日程調整へ進む

## 2. 実施内容 2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成

### 仕様書内容

十勝管内の各種交通モードが連携した交通旅行商品の造成・プロモーション・販売を行うこと。  
実施においては以下の（ア）～（オ）を踏まえて実施すること。

- ア) 交通旅行商品を造成する会議体の設置
- イ) 交通旅行商品の造成
- ウ) 交通旅行商品の販売
- エ) プロモーションの実施
- オ) 次年度以降に向けた検証・検討

### ア) 交通旅行商品を造成する会議体の設置

#### ●全2回開催

- ・第1回：R5年7月頃開催
- ・第2回：R6年2月頃開催

#### ●会議体の役割

- ・交通旅行商品の内容や販売方法、PR方法を検討・協議する
- ・令和6年度以降も自走する（目標）

#### ●構成員・オブザーバー

区分	参画組織	
構成員	北海道旅客鉄道株式会社	株式会社AIRDO
	十勝バス株式会社	北海道エアポート株式会社
	北海道拓殖バス株式会社	十勝観光連盟
	十勝地区ハイヤー協会	一般社団法人帯広観光 コンベンション協会
	日本航空株式会社	
オブザーバー	帯広市（都市政策課）	
	帯広市（観光交流課）	

## 2. 実施内容 2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成

### イ) 交通旅行商品の造成

#### ●現状整理

- ・昨年度までの検証結果・検討結果を踏まえながら、本年度の新たな会議体での検討に基づいて実施内容を設定する

#### ●実施の方向性

**前提：トカチケをベースとして新たな交通旅行商品を追加していく（一部アナログでも対応）**

#### ①JRを組み合わせた交通旅行商品

- ・web決済及び駅員への目視による改札通過は課題が存在。
- ・2021年に試行実施した「十勝ホリデーパス」の実績より、アナログの媒体によっては可能性があることから継続的に協議を実施する。

#### ②公共交通以外のモビリティと連携

- ・帯広駅バスターミナル「おびくる」内のエコバスセンターりくるで貸出しを行うレンタサイクル「とかつちゃ」と連携する。

#### ③ガーデン施設やサウナ施設との連携

- ・真鍋庭園の入園料と路線バスの運賃が一体となった交通旅行商品を販売する。
- ・十勝サウナ協議会が販売するサウナパスポートと連携した交通旅行商品の販売を検討・協議を実施する。

#### ④時限式ビジットトカチパスの販売

- ・デジタルチケットの特性を活かし、「12時間」、「24時間」、「36時間」、「48時間」といった時限式（タイマー式）のビジットトカチパスの販売を実装する。

#### ⑤とがち帯広空港送迎定額タクシー

- ・とがち帯広空港送迎定額タクシーのデジタルチケット販売を実装する。

#### ⑥その他

- ・協議会構成からの意見に基づき、①～⑤以外の商品も検討していく



## 2. 実施内容 2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成

### エ) プロモーションの実施

#### ●実施の方向性

- ・ **フライヤー・ポスター・SNS・WEB広告によるプロモーションを実施**
- ・ **十勝観光連盟の「とがち晴れ」や（一社）帯広観光コンベンション協会の「帯広観光Navi」とも連携**

【プロモーションの方法と場所】

NO	周知方法	場所・サイト
1	フライヤー	帯広駅バスターミナル
2	フライヤー	帯広空港インフォメーション
3	フライヤー	帯広中心部ホテル
4	SNS	十勝バス様twitter
5	SNS	北海道拓殖バス様twitter
6	HPバナー	とがち晴れ（十勝観光連盟）
7	HPバナー	帯広観光Navi（（一社）帯広観光コンベンション協会）
8	HPバナー	十勝二次交通活性化協議会
9	ポスター	帯広駅
10	web広告	Google等のweb広告



## 2. 実施内容 2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成

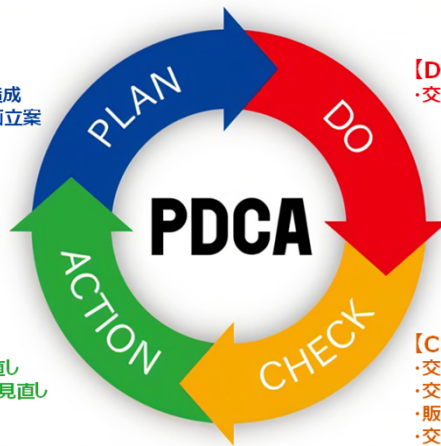
### オ) 次年度以降に向けた検証・検討

#### ●実施の方向性

- ・「R6年度以降も自走可能な取組」とすることを念頭において検証・検討を進める
- ・PDCAサイクルに基づく、スパイラルアップに向けた「フロー」「検証項目」を提案する
- ・検証方法：トカチケの販売データやGPS情報、関係者ヒアリングにより行う
- ・検討方法：ア) に示す会議体において、検証結果に基づきながら次年度以降の方向性について検討を行う

#### 【PLAN】

- ・交通旅行商品の企画・造成
- ・プロモーションの実施計画立案



#### 【DO】

- ・交通旅行商品の販売

#### 【ACTION】

- ・販売する交通商品の見直し
- ・実施するプロモーションの見直し

#### 【CHECK】

- ・交通旅行商品別の販売枚数の整理
- ・交通旅行商品別の売上金額の整理
- ・販売時期の把握
- ・交通旅行商品の購入場所 (GPS) の把握

こちらのQRから  
ご意見を回答ください  
(概ね7月7日まで)



### ※初動について

- ① 十勝バス・北海道拓殖バスと方向性・要望等について情報共有を行う
- ② 協議会構成員の皆様からも、**交通旅行商品に盛り込みたい観光スポット等のご意見**を収集
- ③ ①②と並行して、第1回ワーキングの日程調整へ進む

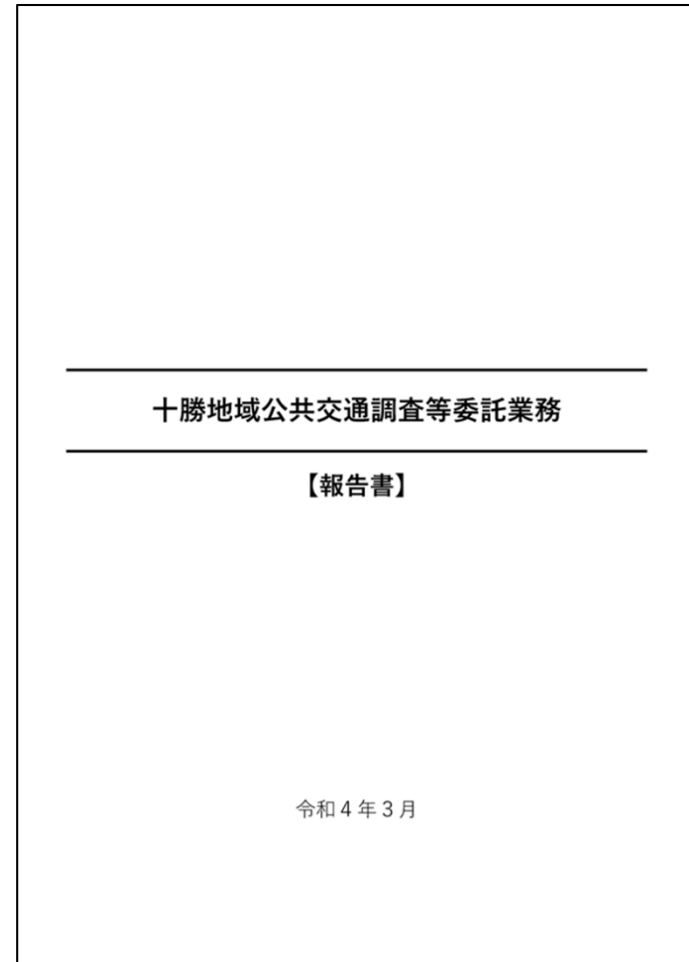
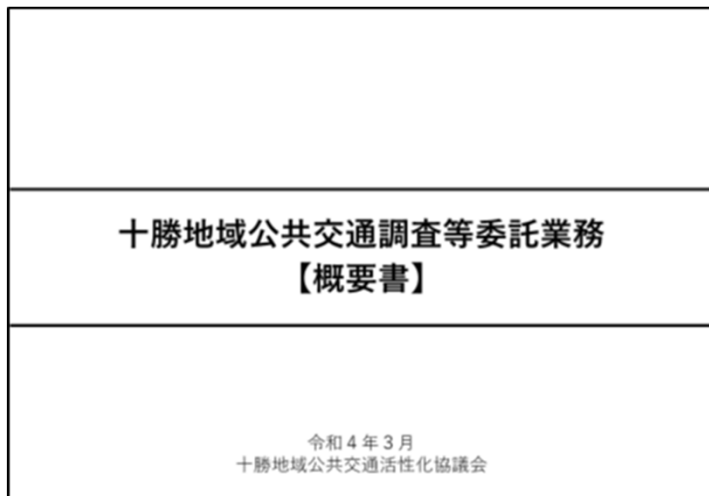
## 2. 実施内容 3) 報告書の作成

### ● 報告書の構成

- ・ 目次
- ・ 業務概要
- ・ 全体スケジュール
- ・ 各項目の実施目的／実施内容／実施成果／課題と今後の方向性
- ・ 資料編

### ● 概要版の作成

- ・ 報告書本編と併せて概要版も作成する



# 3. スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>(1) 衛生環境を維持確保する仕組みの実証事業</b>										
ア) 衛生環境維持確保実証ワーキンググループの開催		●							●	
イ) キャッシュレス決済の導入		➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
ウ) キャッシュレス決済の拡大を図る ターゲット設定とプロモーションの実施		➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
エ) キャッシュレス決済利用者へのアンケート調査の実施				➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
オ) 今後の実装に向けた検討									➡	
<b>(2) 観光客や移住希望者の誘導に向けた新たな交通旅行商品の造成</b>										
ア) 交通旅行商品を造成する会議体の設置		●							●	
イ) 交通旅行商品の造成		➡				➡				
ウ) 交通旅行商品の販売			➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
エ) プロモーションの実施			➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
オ) 次年度以降に向けた検証・検討									➡	
<b>(3) 報告書の作成</b>										
									➡	
<b>(※) 打合せ・協議</b>										
	○	○		○		○			○	○



## 十勝地域公共交通活性化協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、十勝地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域公共交通を担う事業者が置かれている厳しい状況を関係者間で共有するとともに、十勝地域における公共交通の活性化に資する事業に関して協議し、円滑に実施するための体制を構築することを目的として設置する。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1） 十勝地域における公共交通の活性化に向けた利用実態の把握、利用促進等の取組に係る協議及び実施のために必要な事業
- （2） その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（組織）

第4条 協議会は、別表の会員をもって組織する。

- 2 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、専門的知識を有する者から意見の聴取等を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に会員及びオブザーバー以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 監事 2名

- 2 役員は、会員の中から全体会議において、選出する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

（任期）

第7条 役員の仕事の任期は、協議会が解散する時までとする。

（全体会議）

第8条 協議会の全体会議は、会長が招集する。

- 2 全体会議の議決事項は、次のとおりとする。
  - （1） 規約の制定及び改廃に関する事
  - （2） 事業計画及び事業報告に関する事
  - （3） 予算及び決算に関する事
  - （4） 協議会の解散に関する事

(5) その他第2条に規定する目的を達成するために必要と認められる事項

- 3 全体会議の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、あらかじめ会長が指名した副会長がこれに当たる。
- 4 全体会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 全体会議の議案は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第2項第4号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 6 会員は、全体会議に出席することができない場合は、当該会員が指名する者を出席させ、又は会長その他の会員に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、全体会議に出席したものとみなす。
- 7 第3項から前項までの規定にかかわらず、会長は、感染症のまん延の防止その他のやむを得ない理由により全体会議の開会が困難であると認めるときは、書面により全体会議を行うことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、全体会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長その他必要な職員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 全体会議の運営に関すること
  - (2) 協議会の予算の執行及び管理に関すること
  - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること
  - (4) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第11条 協議会は、第2条に規定する目的を達成したときは、全体会議の議決を経て解散する。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、協議会が有する残余財産は、全体会議の議決を経て処分する。

(剰余金等)

第12条 協議会は、決算において剰余金が生じた場合には、全体会議の議決を経てこれを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において欠損金が生じた場合又は生ずる見込みとなった場合には、全体会議の議決を経てこれを処理しなければならない。

(事故の対応)

第13条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因した事故により第三者に損害を与えたときは、その損害について全体会議の議決を経て負担すべき範囲等を決定するものとする。



(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年（2021年）4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年（2023年）6月27日から施行する。

(別表)

十勝地域公共交通活性化協議会 構成団体及び職名

区分	構成団体		職名
会員	道	北海道十勝総合振興局地域創生部	部長
	市町村	帯広市都市環境部都市建築室都市政策課	課長
		音更町企画財政部企画課	課長
		士幌町地域戦略課	課長
		上士幌町企画財政課	課長
		鹿追町企画課	課長
		新得町地域戦略室	室長
		清水町企画課	課長
		芽室町政策推進課	課長
		中札内村総務課	課長
		更別村企画政策課	課長
		大樹町企画商工課	課長
		広尾町企画課	課長
		幕別町住民生活部防災環境課	課長
		池田町企画財政課	課長
		本別町企画財政課	課長
		足寄町総務課	課長
	陸別町総務課	課長	
	事業者	十勝バス株式会社事業本部	本部長
		北海道拓殖バス株式会社業務部	部長
		十勝地区バス協会	事務局長
		十勝地区ハイヤー協会	常務理事
		北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	次長
オブザーバー	市町村	豊頃町企画課	課長
		浦幌町まちづくり政策課	課長
	国	北海道運輸局帯広運輸支局	首席運輸企画専門官
		北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長
		北海道開発局帯広開発建設部地域振興対策室	地域振興対策官
	事業者	北海道エアポート(株)帯広空港事業所空港運用部業務管理課	担当
		日本航空株式会社帯広支店	支店長
		株式会社AIRDOマーケティング本部営業部道東営業支店	支店長
	団体	十勝観光連盟	事務局長
		帯広観光コンベンション協会	事務局長
		帯広商工会議所産業振興部地域支援課	課長
		北海道十勝管内商工会連合会	事務局長
		十勝圏複合事務組合事務局総務課	課長

## 十勝地域公共交通活性化協議会事務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、十勝地域公共交通活性化協議会規約第9条及び第10条の規定に基づき、十勝地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務及び事務局の運営に関し必要な事項を定める。

### （業務）

第2条 事務局は、協議会の運営に関する事務を処理する。

### （職員）

第3条 事務局に次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務局職員

2 前項の職員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

### （職務）

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、事務局の事務を処理する。

### （専決）

第5条 会長及び事務局長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

### （代決）

第6条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

### （記号及び番号）

第7条 文書には「十交協」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽微な文書についてはこの限りではない。

### （発信者名）

第8条 文書の発信者は、会長名を用いることとする。ただし、軽微な文書についてはこの限りではない。

### （整理及び保管並びに保存）

第9条 完結文書は、事務局において編集し、適切に保管及び保存しなければならない。

(文書事務)

第10条 本規程に定めるもののほか、文書の受理、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程（平成10年3月31日北海道訓令第7号）の規程を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項についてはこの限りではない。

(予算)

第11条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。  
2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、既定の予算に追加その他変更する必要があるときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

第12条 事務局に出納員を置く。  
2 出納員は、事務局職員とする。

(金融機関)

第13条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第14条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。  
2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(準用)

第15条 本規程に定めるもののほか、予算、契約、収入、支出の方法その他財務会計に関し必要な事項については、北海道財務規則（昭和45年4月1日北海道規則第30号）及び北海道の財務規則に関する規程を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項についてはこの限りではない。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年（2021年）4月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年（2023年）6月27日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事務局職名	職名
事務局長	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 課長
事務局次長	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 主査
事務局員	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課に属する者

別表 2（第 5 条関係）

<p>1 会長専決事項</p> <p>(1) 第 3 条第 3 項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事</p> <p>(2) 事務局長の旅行命令に関する事</p> <p>(3) 1 件の金額が 1 千万円以上の支出負担行為及び支出命令に関する事</p> <p>(4) 全体会議及び幹事会の開催に関する事</p> <p>2 事務局長専決事項</p> <p>(1) 事務局次長及び事務局職員の旅行命令に関する事</p> <p>(2) 1 件の金額が 1 千万円未満の支出負担行為及び支出命令に関する事</p> <p>(3) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関する事</p>
---

別表 3（第 6 条関係）

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	会長があらかじめ指名する者
事務局長の決裁事項	事務局次長	事務局長があらかじめ指名する者